

相談支援専門員の要件となる実務経験について

以下のイからトのいずれかを満たしていること。

イ	平成18年10月1日において、障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業の従事者又は精神障がい者地域生活支援センターの従事者であった者が、平成18年9月30日までに、 相談支援の業務 (身体上若しくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)その他これに準ずる業務に従事した期間	通算 3年 以上
ロ	(1)から(4)までに掲げる者が、 相談支援の業務 その他これに準ずる業務に従事した期間	通算 5年 以上
(1)	障がい児相談支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業、その他これらに準ずる事業の従事者	
(2)	児童相談所、身体障がい者更生相談所、精神障がい者社会復帰施設、知的障がい者更生相談所、福祉事務所、その他これらに準ずる施設の従事者又はこれらに準ずる者	
(3)	障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、その他これらに準ずる施設の従事者又はこれらに準ずる者	
(4)	病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者、ただし、次の①から④に限る ① 社会福祉主事任用資格者 ② 訪問介護員2級以上に相当する研修修了者 ③ トに掲げる資格を有する者 ④ (1)から(3)までに掲げる従業者である期間が1年以上の者	
ハ	次の(1)から(3)に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員2級以上に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、又は精神障がい者社会復帰指導員(以下「社会福祉主事任用資格者等」という。)に該当する者が、 介護等の業務 (身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して、介護に関する指導を行う業務、その他の職業訓練や職業教育等の業務)に従事した期間	通算 5年 以上
(1)	障がい者支援施設、障がい児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者	
(2)	障がい福祉サービス事業、障がい児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者又はこれに準ずる者	
(3)	病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所の従業者その他これらに準ずる施設の従業者	
ニ	ハの(1)から(3)まで掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、 介護等の業務 に従事した期間	通算 10年 以上
ホ	障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間	通算 5年 以上
ヘ	特別支援学校において、障がいのある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間	通算 5年 以上
ト	ロ、ハ、ニ、ホ、ヘの期間が通算して3年以上あり、かつ次の資格に基づき「当該資格に係る業務」に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士	通算 5年 以上

※1 いわゆる無認可作業所における指導員等の直接支援職員としての職歴については、①公的な補助金又は委託

により運営されていること②業務内容や勤務状況の記録が適正に整備・保管されていること③所属長等による実務経験の証明が可能であること の全てを満たすことができる場合に限り実務経験に含めることができる。

※2 1年以上の経験年数とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上であることをいうものとする。